

平成26年東京第五検察審査会審査事件 (申立) 第3号

申立書記載罪名 (1)偽計業務妨害, (2)虚偽有印公文書作成・同行使, (3)業務上
上公金横領, (4)公金横領

検察官裁定罪名 (1)偽計業務妨害, (2)有印公文書偽造・同行使, (3)業務上横
領, (4)横領

検察審査会認定罪名 (1)偽計業務妨害, (2)有印公文書偽造・同行使, (3)業務上横
領, (4)横領

議決年月日 平成26年9月10日

議決書作成年月日 平成26年9月10日

議決の要旨

審査申立人

(氏名)

和毛

同

(氏名)

hana ko

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (3))

(氏名)

事務局長 D

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (3))

(氏名)

事務官 Y

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (3))

(氏名)

事務官 K

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (4))

(氏名)

氏名不詳 C

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (4))

(氏名)

氏名不詳 D

被疑者 (被疑事実 (1), (2), (4))

(氏名)

氏名不詳 E

不起訴処分をした検察官

(官職氏名)

東京地方検察庁 検察官検事 佐久間

進

上記被疑者らに対する, 偽計業務妨害, 有印公文書偽造・同行使, 業務上横領,

横領被疑事件（東京地検平成25年検第38195号，第38196号，第38197号，第38198号，第38199号，第38200号）につき，平成25年12月27日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

被疑者らに対する本件不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

本件不起訴処分記録及び審査申立書を精査し，慎重に審査した結果，検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる事情が発見できないので，上記趣旨のとおり議決する。

東京第五検察審査会